

調査事項（放射性物質汚染対処特措法に基づく処分基準）

- 1 特定廃棄物の処分方法
  - イ 飛散・流出の防止
  - ロ 悪臭・騒音・振動の防止
- 2 施設設置の場合、生活環境保全上必要な措置
- 3 特定廃棄物の焼却方法
  - イ 特定廃棄物の焼却設備
    - (1) 外気との遮断。燃烧室のガスが800℃以上
    - (2) 燃烧に必要な量の空気の通風
    - (3) 投入時に、外気と遮断、定量ずつ燃烧室に投入
    - (4) 燃烧室中の燃烧ガスの温度の測定
    - (5) 助燃装置の設置
    - (6) ろ過式集じん方式の集じん器等排ガス処理設備の設置
  - ロ 特定廃棄物の焼却方法
    - (1) 煙突の先端から燃烧ガスの排出
    - (2) JISD 8004 の汚染度が25%を超える黒煙が排出の防止
    - (3) 煙突から焼却灰及び未燃物の飛散防止
    - (4) 排ガス中のダイオキシン類の基準値の遵守
  - ハ 排ガスの自主測定
    - ・ダイオキシン類→1回／年以上
    - ・ばい煙→1回／6月以上
- 4 特定廃棄物破砕の際の粉じんの飛散の防止
- 5 排ガス中の事故由来放射性物質の管理
  - イ 排ガス中の事故由来放射性物質の基準値の遵守
  - ロ 1回／月以上の測定・記録
- 6 放流水中の事故由来放射性物質の管理
  - イ 放流水中の事故由来放射性物質の基準値の遵守
  - ロ 1回／月以上の測定・記録
- 7 事業場の敷地境界における放射線量、1回／7日以上での測定・記録

- 8 次の記録の作成、施設の廃止の間、保存
- イ 処分した特定廃棄物の種類及び数量
  - ロ 処分した特定廃棄物ごとの処分を行った年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地
  - ハ 特定廃棄物を引き渡した担当者・引渡しを受けた担当者の氏名・運搬車の自動車登録番号又は車両番号
  - ニ 施設の維持管理のための測定、点検、検査その他の措置

調査事項（廃棄物処理法施行規則に基づく施設の技術上の基準）

- 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全である。
- 3 腐食の防止
- 4 ごみの飛散・悪臭の発散防止のための構造・設備
- 5 騒音・振動の発生の防止
- 6 ごみの保有、処理に伴う汚水・廃液の漏洩・地下浸透防止の構造
- 7 焼却施設は以下の要件を具備
  - イ （省略）
  - ロ 燃焼室の要件
    - (1) 燃焼ガスの温度が800℃以上
    - (2) 燃焼ガスが、800℃以上で2秒以上滞留
    - (3) 外気と遮断
    - (4) 燃焼ガスを800℃以上にし、それを保持するための助燃装置
    - (5) 空気供給設備
  - ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度の連続的測定・記録装置
  - ニ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却
  - ホ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度の連続測定・記録装置
  - ヘ 高度な排ガス処理設備
  - ト 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続的測定・記録装置
  - チ ばいじんを焼却灰と分離排出し、灰出し設備及び貯留設備
  - リ 次の要件を備えた灰出し設備
    - (1) ばいじん・焼却灰の飛散・流出防止
    - (2) （略）

(3) (略)

(4) ばいじん・焼却灰のセメント固化処理、薬剤処理を行う場合、ばいじん、焼却灰、セメント、薬剤、水を均一に混合することができる混練装置

調査事項（廃棄物処理法施行規則に基づく維持管理の技術上の基準）

1 施設の処理能力を超えないごみの投入

2 焼却施設の維持管理方法

イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合、常時、ごみを均一に混合

ロ (略)

ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度800℃以上

ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下

ホ 運転を開始する場合、助燃装置等により、炉温を速やかに上昇

へ 運転を停止する場合、助燃装置等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす

ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度、連続測定・記録

チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度200℃以下

リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度、連続測定・記録

ヌ 冷却設備・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

ル 排ガス中の一酸化炭素濃度、100ppm以下

ヲ 排ガス中の一酸化炭素濃度、連続測定・記録

ワ 排ガス中のダイオキシン類の濃度、基準値遵守

カ 排ガスの測定・記録

・ダイオキシン類→1回/年以上

・ばい煙量・ばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）→1回/6月

ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障の防止

タ 排ガス洗浄水・冷却水の飛散・流出による生活環境保全上の支障の防止

レ ばいじんを焼却灰と分離排出・貯留

ソ (略)

ツ (略)

ネ ばいじん・焼却灰のセメント固化処理・薬剤処理を行う場合、ばいじん、焼却灰、セメント、薬剤、水を均一に混合

フ 火災の発生を防止の措置、消火器その他の消火設備を具備

10 ごみの飛散及び悪臭の発散防止措置

- 11 蚊、はえ等の発生の防止、構内の清潔保持
- 12 著しい騒音・振動による生活環境への措置
- 13 排水放流による生活環境への措置
- 14 施設の機能維持、定期的に機能検査、ばい煙・水質に関する検査
- 15 (略)
- 16 施設維持管理等記録作成、3年間保存

調査事項（大気汚染防止法、ダイオキシン特措法、生環条例に基づくばい煙排出基準）

排出基準の適合

自主測定の実施